

第2部 災害応急対策

第1章 災害応急対策の基本方針等

項目	担当班	ページ
第1節 災害応急対策の基本方針	全班	83
第2節 市民に期待する行動	全班	84
第3節 災害応急対策の体系	全班	87

風水害等対策編

第2部 災害応急対策

第1章 災害応急対策の基本方針等

第1節 災害応急対策の基本方針

(全班)

1 迅速・的確な災害応急対策の遂行

災害による市民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。

そのため、市では、災害が発生し、又は災害の発生するおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を積極的に収集し、県、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。

また、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、実効性の確保に留意するとともに、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害応急対策の高度化に取り組んでいく。

2 県及び他の地方自治体への支援要請

災害応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体である市が迅速に取り組む。

しかしながら、本市の対応能力を超えるような災害が発生した場合、又は本市行政の中核が被害を受けその機能が麻痺した場合は、被災者に対して、迅速かつ的確な災害応急対策を施すことは難しい。

そのため、災害発生後、早期に対応能力を判断し、必要に応じて、県及び他の地方公共団体等に対し本市への防災要員の派遣、通信連絡機器の支援等、市の対応能力を確保するための支援を要請するものとする。

3 要配慮者に配慮した災害応急対策の遂行

本市の場合、高齢化の進展により援護を要する高齢者の絶対数が増加しつつあること、特色ある観光資源に多数の観光客が訪れることに留意した災害応急対策が遂行されなければならない。

高齢者、観光客、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者は、災害時の行動や生活に大きな制約があり、市、その他の防災関係機関においてはこれらの人々に最大限に配慮した災害応急対策を遂行するものとする。

4 ニーズに即した情報の多様な方法を用いての提供

災害後の市民生活安定のためには、市民のニーズに対応した情報を、避難所にいる被災者を含め市民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。市では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、貼り紙、チラシ、立て看板、広報誌、広報車、ラジオ、テレビ、新聞、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、市のホームページ、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール）、SNS、防災行政無線、アマチュア無線局等多様な方法を用いて広報することとする。

第2節 市民に期待する行動

(全班)

災害から市民の生命及び財産を守るためには、第一に「自らの生命・財産は自らの手で守る」という自己責任による「自助」の考え方、第二に住民どうしの助け合いによって「自分たちの地域は自分たちの手で守る」という「共助」の考え方、このふたつの理念にたち、市民と「公助」の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが必要である。このような「自助、共助、公助」の考え方は防災の原点である。

市、県、その他の防災関係機関においては、各々の能力を最大限に発揮して防災対策に取り組むものであるが、その活動をより効果的なものとするため、また、風水害等の災害による被害を最小限に止めるため、市民に対して次のような行動を期待するものである。

1 家庭

(1) 的確な避難

家族の安否とともに、家屋の被災状況、周囲の災害の状況（山・がけ崩れのおそれ等）等に注意して、安全な場所に迅速に避難する。

また、夜間や停電の場合に備え、日頃から懐中電灯や携帯ラジオ、携帯電話の充電器等を直ちに携帯できるようにしておくとともに、自動車へのこまめな満タン給油を心がけ、家族が離れた場所で被災した場合の安否確認の方法をあらかじめ家族で話し合っておくことや、地域での防災訓練に参加し、指定緊急避難所、避難経路をあらかじめ確認しておくことが必要である。

(2) 的確な初期消火

自宅から出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

(3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

家族に負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(4) 的確な防災関係機関への通報

山・がけ崩れ等の災害発生のおそれがあると判断した場合、また、消防本部（署を含む。以下同じ。）、警察署（交番）等に出動を求める場合は、落ち着いて迅速に通報する。

(5) 的確な情報収集

テレビ、ラジオ、防災行政無線、インターネット（ホームページやSNS）等によって正しい情報の把握に努める（むやみに市、消防本部、警察署（交番）等の防災関係機関に問い合わせることは、防災関係機関の的確な活動を妨げることがある）。

2 地域（隣近所、自治会、自主防災組織）

（1）的確な避難

避難する場合、隣近所で声を掛け合って安全な場所に迅速に避難する。地域での避難等は、自主防災組織の地域防災リーダー（防災士）、自治委員、消防団が中心となって取り組む。

避難所の運営にあたっては、避難施設の管理者、市職員、消防団員等に協力する。

また、夜間や停電の場合に備え、すみやかに避難所を開設できるように、自治会や自主防災組織では、防災関係者とともに指定緊急避難所の開け方（鍵の管理）や非常用電源の位置、電話、連絡網等をあらかじめ確認しておくことが必要である。

（2）的確な初期消火

近隣で出火した場合、地域で協力して消火器やバケツリレー等による初期段階での消火に努めるとともに、消防本部、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

（3）的確な救出

地域内で家屋の倒壊等による被災者の救出が必要となった場合、地域内にある資機材（のこぎり、かけや等）を活用して二次災害に留意しながら可能な限りの救出活動を行うとともに、消防本部、警察署（交番）等の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

（4）負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

地域で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

（5）近隣の要配慮者への援助

地域内に在住する高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難、初期消火等の援助に努める。

（6）的確な情報収集と防災関係機関への通報

地域内の災害状況を迅速に把握し、市、消防本部、警察署（交番）等にすみやかに通報する。

3 企業・事業所

（1）的確な避難

災害発生時、従業員や顧客を安全な場所へ避難させる。

（2）的確な初期消火

企業・事業所内で出火した場合、二次災害に留意しながら可能な限り、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

なお、自衛消防組織を持つ事業所にあつては、被害を事業所内に食い止めるよう努める。

消防本部、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

事業所内で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(4) 地域（隣近所、自治会・自主防災組織）の活動への協力

事業所の所在する地域の防災活動に積極的に協力する。

4 災害対応社員等の家族の安否確認

発災時に家族と離れていた社員等は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

【災害時の安全確認方法の例】

- ・ 災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（Web171）の利用
- ・ 携帯メールによる連絡（通話よりも着信確率が高いとされる）
- ・ 「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かったの電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法）の実施

第3節 災害応急対策の体系

(全班)

第1章～第5章に示す災害応急対策の体系は、次のとおりである。



